

令和7年度 第12回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和7年度第12回農業委員会総会日程表

日時 令和8年3月6日(金) 午後1時30分～
場所 JAうま総合経済センター 会議室
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 藤 信

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 報告第2号 (追加提案)農地法第3条第1項の規定による許可申請の取下願について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- 日程第7 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第8 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
- 日程第9 諮問第1号 法定外公共財産(水路)の用途廃止について
- 日程第10 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員 (17名)

- | | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 3 森川 雅之 | 4 石川 光男 | 5 押条和司朗 | 6 尾崎 之隆 |
| 7 池田 忠志 | 8 篠永 賢二 | 9 星川 俊夫 | 10 河村久仁彦 |
| 11 坂上 宏 | 12 眞鍋 晴豊 | 13 鈴木 博美 | 14 高橋 藤信 |
| 15 鈴木 和治 | 16 村上 佳清 | 17 寺尾 悟志 | 18 則友 祝幸 |
| 19 石川 武将 | | | |

出席農地利用最適化推進委員 (23名)

- | | | | |
|---------|--------|---------|---------|
| 1 脇 純樹 | 2 石川 茂 | 3 山下 宏二 | 4 星川 久和 |
| 5 高橋 忠明 | 7 宇高 勉 | 8 鎌倉 静夫 | 9 竹本 正行 |

10 喜井仁志	11 村上紘一	12 石川 繁	13 紀井正明
14 受川清男	15 三好 昇	16 合田篤夫	17 鈴木一郎
18 伊藤浩一	19 萩尾 博	20 高橋秀典	22 近藤良啓
23 河村嘉男	24 竹内正篤	25 鈴木敏也	

欠席委員（1名）

1 大西嘉一郎

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

6 佐藤保之 21 越智 寧

出席した職員

事務局長 岩田政嗣 次 長 三宅栄一 次 長 石川みちる
主 査 大西洸喜

第12回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和8年3月6日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、17名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第12回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

1番 大西 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

6番 佐藤 委員

21番 越智 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

4番 石川 委員、5番 押条 委員 を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、

を議題といたします。

議長 報告を求めます。石川 次長

石川 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、報告いたします。

番号1の案件については、令和8年1月6日解約。

番号2の案件については、令和8年2月5日解約。

番号3の案件については、令和8年2月16日解約。

以上、3件の解約通知がありました。報告を終わります。

議長 続いて、日程第3、報告第2号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の取下願」について、を議題といたします。

議長 報告を求めます。石川 次長

石川 それでは、報告第2号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の取下願」について報告いたします。お手元に配布しております議案書（令和8年3月6日追加提案分）の最後のページをご覧ください。

本日、審議予定となっておりました、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」番号10と番号11につきましては、申請人の都合により「取下願」が提出されましたので報告いたします。

議長 以上で報告は終わりました。

議長 日程第4、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 次長

石川 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、贈与による所有権移転です。隣接する農地が自作地で耕作便利のため申請するもので、許可後は野菜や柑橘の栽培を予定しています。

番号2と3の案件は、関連案件のため一括して説明いたします。

両案件については交換による所有権移転です。お互いの耕作利便を図る目的で申請地を交換移転するもので、許可後はそれぞれ野菜の栽培を予定しています。

番号4の案件については、使用貸借による権利の設定です。借受人は、本申請で新たに農地の権利を設定される新規就農法人であるため、2月18日に会長、地元農業委員と推進委員とでヒアリングを行いました。借受人の事業目的の一つでもある農作物の生産を行うとのことで、許可後は果樹の栽培を予定しています。

番号5の案件については、贈与による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、2月20日に地元農業委員、推進委員とでヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号6の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は果樹の栽培を予定しています。

番号7の案件については、売買による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、2月19日に地元推進委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後はお茶の栽培を予定しています。

番号8の案件については、贈与による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請されたもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号9の案件については、売買による所有権移転です。申請地に隣接する渡人の宅地を含め購入するもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 続きまして2番と3番

委 員 異議ありません。

議 長 4番

委 員 借受人は、今回の申請で新たに農地の使用貸借による権利設定を受ける新規就農法人であるため、2月18日に会長と佐藤委員と私石川と事務局とでヒアリングを行いました。

借受人は、介護施設等を営む法人ですが、事業内容に、農作物の生産や加工等の目的も定めており、この度、貸付人から事業所に隣接する申請地を借り受けて、施設の利用者や入居者に喜んでもらえるように果樹などの栽培を予定しています。農業従事は職員2名で行うということで、農機具は草刈り機や噴霧機は所有しており、必要に応じてトラクターなどが借用できるとのこと、農地の管理は十分可能であると思われます。規模拡大は考えていません。地域の水路清掃等への参加や取決め等も遵守するとのことなので問題ないと思われます。

議 長 5番

委 員 受人は今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、2月20日にヒアリングと現地確認を行いました。

受人は、長年、家族所有の農地を耕作してきましたが、この度、住居近隣

の申請地を譲り受けて農業を始めるものです。現在、トラクターや田植機などの農機具を所有しており、農作業の経験も豊富であるため農地の管理は十分可能であると思われます。また、周辺地域との関係も良好で、今後意欲的に農業を行っていく意思を確認しました。

議 長 6 番

委 員 異議ありません。

議 長 7 番

受人は、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、2月19日に現地調査とヒアリングを行いました。

受人の申請地と近隣の宅地を渡人から購入し、申請地でお茶の栽培を考えています。農機具は草刈り機を所有しており、そのほかは必要に応じて近隣のお茶農家から借用するとのことでした。これは、近隣農家の方にも現地調査に立ち合いをしていただき確認しております。お茶の栽培については、幼馴染の近隣茶畑農家から指導を受けるということなので問題ないと思われます。そのほか、通作距離や従事日数や地域の水路清掃等への参加や取決めを遵守することを確認しました。規模の拡大は考えていませんが、お茶の栽培への意欲はとても感じられましたので問題ありません。

議 長 8 番

委 員 異議ありません。

議 長 9 番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 採決に入る前に、番号7については、坂上委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、坂上委員の退席を求めます。

(坂上宏 委員 退席)

議 長 議案第1号中、番号7、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、番号7は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 坂上委員の入室を許可いたします。

(坂上宏 委員 入室・着席)

議 長 坂上委員に報告します。坂上委員関連案件の番号7については、原案のとおり許可することに決しましたので、報告いたします。

議 長 採決を続けます。議案第1号中、番号7以外について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第5、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 次長

石 川 それでは、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は2件で、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、申請人は申請地の隣接地に自己住宅を建築しておりますが、不足している駐車場スペースを確保するための宅地拡張で、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号2の案件について、申請人は個人で農地の拡張工事等を実施していますが、その際に発生する肥土や盤土等の保管に必要な場所を確保するための資材及び土置場建設で、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番について質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、「異議なき旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第6、議案第3号、「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三宅 それでは、議案第3号、「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理」について、説明いたします。

2a 未満の農地を、その者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設等に供する場合、農地法第4条第1項第8号の規定に基づき、許可は不要ですが、農業委員会への届出が必要となります。

番号1の案件について、届出人の自宅から離れている農地の管理に必要な農機具等の保管場所として、農業用倉庫を設置するための届出です。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議長 番号1番について、質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理」について、原案のとおり受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり受理することに決しました。

議長 日程第7、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する

意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 主査

大西 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は5件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1の案件について、受人は不動産開発業を営む法人ですが、土木用資材置場や作業場、また車両置き場が慢性的に不足し事業に支障をきたしているため、事業関連用地に隣接する申請地を借り受けての駐車場及び資材置場の建設で、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号2の案件について、受人は不動産業を営んでいる法人ですが、生活の利便性が良い同地域での住宅地の要望が多いことから、申請地を譲り受けての分譲宅地造成で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号3の案件について、受人は家族と賃貸共同住宅に居住していますが、家族が増え手狭になったため、母親が所有する申請地を借り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号4の案件について、受人は家族と賃貸共同住宅に居住していますが、子供の成長に伴い手狭になったことと、今後、親の介護が必要になることを見据え、実家近くの父親が所有する申請地を借り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号5の案件について、受人はグループホーム等を運営する社会福祉法人で、

施設の近隣に従業員用駐車場を借り受けていますが、その土地が公共事業にかかることとなったため早急に代替えの駐車場用地が必要となったところ、既存施設の隣接地を譲り受けることができることとなったため駐車場を建設するもので、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。なお、農業用倉庫が設置されている一部についてはすでに造成されているため始末書が提出されています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議長 番号1番について、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 異議ありません。

議長 3番

委員 異議ありません。

議長 4番

委員 異議ありません。

議長 5番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第8、議案第5号、「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 大西 主査

大西 それでは、議案第5号、「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見」について、説明いたします。

農地中間管理事業として適当と認められた中間管理権の設定27件について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づき、当委員会の意見を聴くものです。

番号1の案件については、10年間の使用貸借です。

番号2の案件については、10年間の使用貸借です。

番号3の案件については、10年間の使用貸借です。

番号4の案件については、10年間の使用貸借です。

番号5の案件については、10年間の使用貸借です。

番号6の案件については、10年間の使用貸借です。

番号7の案件については、10年間の使用貸借です。

番号8の案件については、10年間の使用貸借です。

番号9の案件については、10年間の使用貸借です。

番号10の案件については、10年間の使用貸借です。

番号11の案件については、5年間の使用貸借です。

番号12の案件については、10年間の使用貸借です。

番号13の案件については、5年間の使用貸借です。

番号 14 の案件については、5 年間の使用貸借です。
番号 15 の案件については、10 年間の使用貸借です。
番号 16 の案件については、10 年間の使用貸借です。
番号 17 の案件については、5 年間の使用貸借です。
番号 18 の案件については、5 年間の使用貸借です。
番号 19 の案件については、5 年間の賃貸借です。
番号 20 の案件については、5 年間の使用貸借です。
番号 21 の案件については、5 年間の賃貸借です。
番号 22 の案件については、9 年間の使用貸借です。
番号 23 の案件については、5 年間の使用貸借です。
番号 24 の案件については、9 年間の使用貸借です。
番号 25 の案件については、5 年間の使用貸借です。
番号 26 の案件については、9 年間の使用貸借です。
番号 27 の案件については、5 年間の使用貸借です。
以上で説明を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

番号 1 から番号 27 について、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 採決に入る前に、番号 11 については、萩尾委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、萩尾委員の退席を求めます。

(萩尾博 委員 退席)

議 長 議案第 5 号中、番号 11、「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、番号11は、「異議なき旨の意見」とすることに決しました。

議長 萩尾委員の入室を許可いたします。

(萩尾博 委員 入室・着席)

議長 萩尾委員に報告します。萩尾委員関連案件の番号11については、「異議なき旨の意見」とすることに決しましたので、報告いたします。

議長 次に、番号14については、鎌倉委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、鎌倉委員の退席を求めます。

(鎌倉静夫 委員 退席)

議長 議案第5号中、番号14について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、番号14は、「異議なき旨の意見」とすることに決しました。

議長 鎌倉委員の入室を許可いたします。

(鎌倉静夫 委員 入室・着席)

議長 鎌倉委員に報告します。鎌倉委員関連案件の番号14については、「異議なき旨の意見」とすることに決しましたので、報告いたします。

議長 続いて、番号17については、石川光男委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、石川委員の退席を求めます。

(石川光男 委員 退席)

議長 議案第5号中、番号17について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

- 議 長 挙手全員であります。
よって、番号17は、「異議なき旨の意見」とすることに決しました。
- 議 長 石川委員の入室を許可いたします。
(石川光男 委員 入室・着席)
- 議 長 石川委員に報告します。石川委員関連案件の番号17については、「異議なき旨の意見」とすることに決しましたので、報告いたします。
- 議 長 では、採決を続けます。議案第5号中、番号11と番号14、番号17以外について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員であります。
よって、議案第5号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して機構へ進達いたします。
- 議 長 日程第9、諮問第1号、「法定外公共財産（水路）の用途廃止」について、を議題といたします。
- 議 長 議案の説明を求めます。 三宅 次長
- 三 宅 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産（水路）の用途廃止」について、説明いたします。
番号1の案件について、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」番号5に関連し、当該「水路」は開発予定地に隣接しており、有効利用のため「水路」の用途を廃止し、払い下げを受け、一体利用するものです。
なお、地元水利組合の同意書が添付されています。
以上で説明を終わります。
- 議 長 以上で、議案の説明は終わりました。
- 議 長 これより、質疑にはいります。
- 議 長 番号1について、質疑はありませんか。

委員 2月28日現地を確認しました。当該「水路」は5条関連案件の受人の開発所有地にあり、一体利用するため払い下げを受け、有効利用するものです。地元水利組合の同意も得られており、用途廃止することは問題ないと思われ
ます。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第1号、「法定外公共財産(水路)の用途廃止」について、「廃止しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第10、諮問第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、を議案といたします。

議長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三宅 それでは、諮問第1号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、説明いたします。

番号1について、申出者は紙の製造加工及び販売を営む法人で、今回申出地の近隣工場では、主に合成樹脂と紙の複合製品の製造を行っており、材料の仕入れ及び商品の出荷等、業績好調により大型車両の搬入・搬出の頻度が非常に多いことから、大型車両の駐停車場所に苦慮しております。また、材料の保管場所にも困っているため、既存駐車場に保管置場を設置する計画もあり、早急に大型車両の駐停車場所と駐車場の確保が必要です。しかしながら、申出地の近隣工場地内では確保が難しく、新たに土地を取得しようと複数検

討しましたが、除外申出地以外に選定条件に該当する土地がなかったため、やむを得ず農用地区域からの除外を申請するものです。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、「変更しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第2号は、「変更しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 以上をもちまして、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第12回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14 : 22)

署名 人

四国中央市農業委員会

議長 高橋 藤 信

委員 江川 光 男

委員 押 条 和 司 朗